

神戸市次世代自動車普及促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次世代自動車の導入に要する経費の一部を神戸市が国と協調して補助することにより、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ア. 「補助対象事業」とは、次世代自動車の購入及びリースによる一事業者単年度5台までの導入をいう。
- イ. 「補助対象車両」とは、神戸市内に使用の本拠の位置を置き、当該年度内に新車新規登録し、補助対象事業が完了する予定の次世代自動車であって、主として市内を走行する業務の用に供する車両をいう。ただし、国土交通大臣の定めた低公害車普及促進対策費補助金交付要綱又は経済産業大臣の定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受ける車両であること。
- ウ. 「補助対象事業者」とは、次世代自動車の購入においては、神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者をいい、次世代自動車のリース導入においては、神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者が補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者をいう。ただし、公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人及び別表1に定める事業者を含まない。
- 二 ア. 「次世代自動車」とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車及びCNG自動車である4輪以上の自動車をいう。ただし、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車及びCNG自動車にあつては、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車を除く。
- イ. 「ハイブリッド自動車」又は「プラグインハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであつて、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車をいう。
- ウ. 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。ただし、定格出力が10KW未満のものを除く。
- エ. 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、その電力により作動する原動機を有する自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されている自動車をいう。
- オ. 「クリーンディーゼル車」とは、内燃機関に軽油を用いる自動車（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降（車両総重量が1.7tより大きく2.5t以下のもの及び3.5tより大きく12t以下のもの（乗車定員10人以下の乗用車を除く。））にあつては、平成22年10月1日以降）に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準（以下「平成21年排出ガス基準」という。）に適合し、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第78条第1項の規定に基づき定められた基

準エネルギー消費効率（平成27年燃費基準）を上回る自動車をいう。

カ．「CNG自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車をいう。

（補助金の額等）

第3条 市長は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象事業の区分ごとの補助金の額等は、別表1によるものとする。

（交付申請）

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書を1台ごとに作成し、当該年度の2月28日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表1に定めるところにより交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行なうものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の計画変更、中止又は廃止の承認申請）

第6条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容について変更しようとするとき又は当該補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、第3号様式による補助対象事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を適当と認めたときは、その旨を第4号様式による補助対象事業計画変更等承認書により補助対象事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があつた日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第5号様式による補助対象事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、市長が別に補助対象事業実績報告書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

（補助金の額の確定通知）

第8条 市長は、前条に規定する補助対象事業実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表1に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、第6号様式による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助対象事業者は、市からの補助金の支払いを受けようとするときは、前条の通知があつた日から1か月を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日ま

で、第7号様式による補助金請求書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定等の取消し又は返還)

第10条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定若しくは補助金の額の確定を取消し、又は補助金額の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

- 一 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- 二 補助金をこの要綱に定める目的以外の用途に使用した場合
- 三 この要綱に係る事業の調査及び監査について、正当な理由なく拒否、妨害及び忌避した場合
- 四 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- 五 その他この要綱に違反したと認められる場合

(事業に係る報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、事業について随時報告を求め、又は指導及び調査することができるものとする。

(事業完了後の監査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、事業の実施の適否及びその成果に関し、監査できるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助対象事業者は、補助金の交付により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、別表2に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得価額が50万円以上の取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第8号様式による財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の申請に対し、第9号様式による財産処分承認・不承認書により補助対象事業者に通知するものとする。

5 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(帳簿の保存義務)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第15条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、環境局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2. 神戸市低公害車購入資金等助成要綱（平成 6 年 7 月 1 日施行）及び神戸市低公害車購入資金等助成要綱施行規程は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 補助金の額等（第2条及び第3条関係）

補助対象事業	次世代自動車の購入	次世代自動車のリース導入 ^{※1}
補助対象事業者 ^{※2}	神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者	左記事業者に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者
補助対象車両	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市内に使用の本拠の位置を置き、当該年度内に新車新規登録し、補助対象事業が完了する予定の車両であること。 ・主として市内を走行する業務の用に供する車両であること。 ・国土交通大臣の定めた低公害車普及促進対策費補助金交付要綱、又は経済産業大臣の定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受ける車両であること。 	
補助金の額	当該年度における兵庫県農政環境部補助金交付要綱の補助対象車両については、次世代自動車の本体価格と通常車両の本体価格との差額の1/6相当額（それ以外の車両については1/12相当額）として、100万円を上限に別表3に定める額とする ^{※3} 。	

- ※1 ア. リース導入については、自動車の所有者であるリース事業者が申請するものとする。この場合、申請者は補助金を使用者に還元することを示す書類を提出するものとする。
 イ. 平成20年度にリース契約を開始し交付決定された車両については、次世代自動車を借り受ける事業者に対し、次世代自動車の本体価格と通常車両の本体価格との差額をリース期間の年度ごとに1ヶ月を単位として按分した額を補助するものとする。なお、リース期間は36ヶ月以内とする。
- ※2 補助対象事業者には公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人及び次に掲げる事業者を含まない。
 ①天然ガス事業者（「日本標準産業分類（平成19年11月改定）」（以下「日本標準産業分類」という。）における中分類34に分類され、天然ガスを取り扱っている事業者であって、天然ガス自動車を購入する場合に限る。）
 ②電気事業者（「日本標準産業分類」における中分類33に分類される事業者であって、電気自動車を購入する場合に限る。）
 ③自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）
 ④自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）
 ⑤自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）
 ⑥総合リース業者（「日本標準産業分類」における細分類7011に分類される事業者であって、上記①～⑤に対してリースするために次世代自動車を購入する場合に限る。）
 ⑦自動車賃貸業者（「日本標準産業分類」における細分類7041に分類される事業者であって、上記①～⑤に対してリースするために次世代自動車を購入する場合に限る。）
- ※3 補助金の額については、国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」に定められた車両本体価格と通常車両価格との差額等を基に、環境局長が定める金額とする。

別表2 財産処分制限期間（第13条第2項関係）

用途	区分	期間
貨物・特種・その他	最大積載量が2t超	4年
	上記以外	3年
乗合		5年

別表 3

次世代自動車の種別	用途	車両総重量等	最大積載量	基準額	補助金の額	
					1 / 6 相当額	1 / 1 2 相当額
CNG自動車	貨物 特種等	軽自動車	200kg 以下	64 万円	10.6 万円	5.3 万円
			200kg 超	88 万円	14.6 万円	7.3 万円
		2.5 t 以下		104 万円	17.3 万円	8.6 万円
		2.5 t 超3.5 t 以下		185 万円	30.8 万円	
		3.5 t 超	4 t 未満	92.3 万円	15.3 万円	
			4 t 以上	317.5 万円	52.9 万円	
	乗合	9m 未満		622 万円	100 万円	
		9m 以上		910 万円	100 万円	
ハイブリッド自動車	貨物 特種等		4 t 未満	83.5 万円	13.9 万円	6.9 万円
			4 t 以上	269.7 万円	44.9 万円	
	乗合	9m 未満		228 万円	38 万円	
		9m 以上		333 万円	55.5 万円	
プラグインハイブリッド自動車	乗用・貨物・特種・乗合等			264 万円	44 万円	22 万円
電気自動車	乗用・貨物・特種・乗合等			276 万円	46 万円	23 万円
燃料電池自動車	乗用・貨物・特種・乗合等			—	100 万円	